

GX推進再エネ導入支援事業（再エネ設備と蓄電池を併用した先進的な
取組導入支援）補助金募集要領

第1 趣旨

本補助事業は、蓄電池と再生可能エネルギー発電設備を併用することで、再生可能エネルギー発電設備によって発電された電力を地産地消するために行う先進的な取組に対して、設備の導入に要する経費を補助し、その導入を促進しようとするものです。

第2 事業内容

蓄電池と再生可能エネルギー発電設備を併用した先進的な取組を行うために必要となる以下の設備導入経費等に対して補助を行います。

- (1) 蓄電池と再生可能エネルギー発電設備の同時導入
- (2) 既存の再生可能エネルギー発電設備に蓄電池を追加導入
- (3) (1)または(2)の事業であり、かつ以下の取組であること。
 - ① マイクログリッド構築事業（複数施設で構築されるエリアで行う取組みが対象）
 - ② オンサイトPPAによる再生可能エネルギー発電設備
 - ③ オフサイトPPAによる再生可能エネルギー発電設備導入事業
 - ④ 自己託送を利用した送電事業
 - ⑤ 特定エリアのオフグリッド化事業

<先進的な取組例>

事業名	内 容
マイクログリッド構築	蓄電池と太陽光発電設備を導入し、特定のエリアでマイクログリッドを構築し、系統で停電が発生した場合にはエリア内の電力供給を蓄電池と太陽光発電設備で賄う取組。 （複数施設で構築されるエリアで行う取組みが対象）
PPAモデルによる電力供給	PPAモデルにより、蓄電池と太陽光発電設備を導入し、蓄電池を併用することで発電電力の利用率を高める取組。
自己託送による電力供給	蓄電池と太陽光発電設備を導入し、自己託送による電力供給を行い、インバランス料金の発生を蓄電池の調整機能で抑える取組。
再エネ電源による特定エリアのオフグリッド化	公園や事業所等の特定エリアについて、常時、蓄電池と再エネ電源のみで電力供給を行い系統から独立させる取組（オフグリッド化）。

第3 応募団体の要件

以下の要件をすべて満たすものとします。

- (1) 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施できる能力を有する団体であること。
 - (2) 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあつては、これに準ずるもの）を備えているものであること。
 - (3) 補助事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を持つことができる団体であること（複数の団体による共同事業の場合は、共同事業者も確認すること。）。
 - (4) 県税を滞納していない者
 - (5) 鹿児島県暴力団排除条例（平成26年度鹿児島県条例第22号）第2条に規定する「暴力団」、「暴力団員」、「暴力団員等」及び「暴力団関係者」に該当しないこと。
- ※ リース事業者又はPPA事業者が応募する場合においては、その需要家が(4)、(5)の要件を満たすこと。

※ 複数の団体による共同事業について

補助事業を2者以上の事業者が共同で実施する場合は共同で申請するものとし、その代表者（以下「代表事業者」という。）を補助金の交付の対象者とし、他の事業者を「共同事業者」とします。

この場合、代表事業者は、補助事業を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する場合は、その財産を取得する者に限ります。

また、代表事業者及び共同事業者は、特段の理由があり、県が承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更することはできません。

代表事業者及び共同事業者は、次に掲げる要件をすべて満たす必要があります。

- ① 共同で補助事業を実施するすべての者が、各事業の補助金の応募を申請できる者に該当すること。
- ② 代表事業者及び共同事業者は、補助事業の共同実施及び債務の負担等に関する協定、覚書又は契約等を締結すること。

第4 補助対象経費の範囲

別表第1に掲げる補助対象設備

2 補助事業における利益等排除

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。

このため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価など）をもって補助対象経費に計上します。

※補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合がありますので、その根拠となる資料を提出してください。

第5 補助率および補助金額

補助率および補助金額は次のとおりとします。

補助率 (上限)	・県本土：1／2以内（上限2,700万円） ・県内離島：2／3以内（上限3,600万円）
補助金額	・補助金額は補助対象経費に補助率を乗じた額となります。
備考	・所要額については、千円単位で計上することとします。 ・補助金額については、補助対象経費等の精査及び事業主体となり得る候補者数により減額することがあります。

第6 補助事業実施期間

補助金交付決定の日から令和9年3月8日（月）までとします。

第7 予算額

86,000千円

第8 応募申請書類の作成及び提出

1 提出すべき申請書類

1	提出書類チェックリスト
2	応募申請書（第1号様式）
3	事業実施計画書（第2号様式）
4	役員等名簿（第3号様式）（個人事業主が応募する場合）
5	誓約書（第4号様式）
6	消費税課税事業者届出表（第5号様式）
7	県税の納税報告書（発行から3箇月以内のもので、現に県税の滞納がないことを証明するものの原本） 身分証（個人事業主が応募する場合）
8	建物の利用に関する承諾書（申請者と設備設置場所の建物所有者が異なる場合） 土地の利用に関する許諾書・利用契約書など（申請者と設備設置場所の建物所有者が異なる場合） 貸与料金算定根拠明細書（ファイナンスリース契約・PPA契約の場合）
9	カタログ等（導入設備の仕様や性能が分かるもの）
10	見積依頼書・見積仕様書（原則3社以上）
11	見積書（原則3社以上）
12	設置又は定置予定場所の写真
13	設置場所見取り図
14	平面図
15	電気系統図
16	配線ルート図
17	年間の消費電力がわかる書類

※注1 PPA契約の場合、事業者は需要家（PPA契約者）に係る6、7の書類を提出してください。

2 申請書類の提出期限等

申請書類の提出期限、提出方法、提出先、提出部数については、次のとおりとします。

(1) 提出期限：一次募集 令和8年6月10日（水）必着

二次募集 令和8年9月30日（水）必着

三次募集 令和8年11月6日（金）必着

四次募集 令和8年12月25日（金）必着

※三次募集で予算に達した場合は、四次募集は行いません

(2) 提出先：〒890-8577

鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県商工労働水産部エネルギー対策課エネルギー企画係

(3) 提出部数：1部

(2) 二次募集

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①公募	←	→								
②ヒアリング・調査					↔					
③内示					●					
④交付申請受付						↔				
⑤交付決定						●				
⑥事業実施							←	→		
⑦実績報告、検査・支払										↔

(3) 三次募集

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①公募	↔					
②ヒアリング・調査		↔				
③内示		●				
④交付申請受付		↔				
⑤交付決定			●			
⑥事業実施			←	→		
⑦実績報告、検査・支払						↔

(4) 四次募集（※三次募集で予算に達した場合は、四次募集は行いません）

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①公募		←	→			
②ヒアリング・調査				↔		
③内示				●		
④交付申請受付				↔		
⑤交付決定				●		
⑥事業実施				←	→	
⑦実績報告、検査・支払						↔

第10 事業実施に必要な手続き等

事業主体は、鹿児島県補助金等交付規則、令和8年度GX推進再エネ導入支援事業（再エネ設備と蓄電池を併用した先進的な取組導入支援）補助金交付要綱及び令和8年度GX推進再エネ導入支援事業（再エネ設備と蓄電池を併用した先進的な取組導入支援）補助金募集要領（以下「実施要領」といいます。）に基づき事業を進めることとします。

第 11 事業主体の責務等

事業主体は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、以下の条件を守っていただきます。

1 事業の推進

事業主体は、事業全体の進行管理等、事業実施の全般についての責任を負っていただきます。

特に、交付申請書の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、報告書の提出等については、適時適切に行ってください。

2 補助金の経理

交付を受けた補助金の経理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管等をいう。以下同じ。）を実施するに当たっては、次の点に留意する必要があります。

(1) 事業主体は、鹿児島県補助金等交付規則、要綱及び実施要領に基づき、適正に執行すること。

(2) 事業主体は、補助金の経理を、各事業主体が経理能力を有すると認める者（学生は除きます。）に経理を行わせ適正な執行に努めること。

3 特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠権登録を受ける権利、著作権及び育成者権（以下「特許権等」といいます。）が発生した場合、その特許権等は、事業主体に帰属しますが、特許権等の帰属に関し、次の条件を守っていただきます。

また、事業の一部を事業主体から受託する団体にあっても同様です。

(1) 本事業により成果が得られ、特許権等の出願及び取得を行った場合には、その都度遅滞なく県に報告すること。

(2) 県が公共の利益のために、特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を県に許諾すること。

(3) 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、県が特許権等の活用を促進するために、特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。

(4) 本事業期間中及び本事業終了後 5 年間に於いて、事業主体及び本事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、県以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾する場合には、事前に県と協議して承諾を得ること。

4 事業成果等の報告

事業成果及び交付を受けた補助金の使用結果については、本事業終了後、必要な報告を行っていただきます。

また、県は、あらかじめ事業主体にお知らせした上で、報告のあった事業成果を公表できるものとします。

本事業により得られた成果については、広く普及・啓発に努めてください。

なお、新聞、図書、雑誌論文等による事業成果の発表に際しては、本事業によるものであることを必ず明記し、発表した資料等については県に提出してください。

【提出すべき申請書類】

1	提出書類チェックリスト
2	実績報告書（別記第 11 号様式）
3	事業実績書（別記第 2 号様式）
4	収支精算書（別記第 3 号様式）
5	事業実施報告書（第 6 号様式）
6	事業の実施状況が分かる資料
6-1	現況写真（設置場所および導入設備の状況が確認できるもの）※注 1
6-2	設備の銘板写真
6-3	完成設置場所見取り図
6-4	完成平面図
6-5	完成電気系統図
6-6	完成配線ルート図
6-7	（余剰電力を売電している場合）「余剰配線」であることがわかるもの（受給契約確認書等）
6-8	電力会社との協議内容が分かる書類（発電設備で系統連携する場合）
7	支出証拠書類の写し
7-1	発注書、契約書又はそれに類するもの
7-2	請求書及び領収書の写し
7-3	保証書の写し
8	他の補助金等の確定通知（他の補助金を併用する場合）

注 1：設置状況写真について

中間時の写真を 2 回以上、特に基礎工事を実施するものはその状況と設置作業の状況、完成時には全容の遠景、近景、銘板・型式や固有番号等がわかるものの近景と銘板等のアップ、可能な限り稼働している状況が確認できる写真を提出すること。

注 2：請求書について

請求書は補助対象経費が分かる明細を添付すること

- 5 当該補助事業に関して知り得た業務上の秘密については、事業の実施期間にかかわらず、第三者への漏洩を固く禁じます。

附 則

この要領は、令和 5 年 6 月 9 日から施行する。

この要領は、令和 6 年 5 月 7 日から施行する。

この要領は、令和 6 年 7 月 29 日から施行する。

この要領は、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 7 年 5 月 7 日から施行する。

この要領は、令和 8 年 5 月 7 日から施行する。

この要領は、令和 8 年 10 月 5 日から施行する。

この要領による改正後の規定は、第三次募集に係る補助金から適用し、第二次募集以前に係る補助金については、なお従前の例による。